

令和5年5月28日

## 第三者調査報告書

### 調査委託者

特定非営利活動法人 消費者支援かながわ  
理事長 武井 共夫 様

### 調査実施者

司法書士 星野

### 1. はじめに

当職は、消費者契約法第31条第2項の定めに基づき、調査委嘱者の差止請求関係業務そのほかの業務が消費者契約法に従い適正に遂行されているかどうかについて、2022年度（2022年4月1日から2023年3月31日まで）の業務の遂行状況を調査し、以下のとおり意見を表明する。

調査に当たり2022年4月19日、同年8月25日、同年12月16日それぞれ午後6時から開催された調査委嘱者の理事会に参加（オンライン含む）するとともに、2023年5月23日午後4時10分に、調査委嘱者の主たる事務所に赴き、事務局員から説明を受けるとともに、帳簿書類等の作成及び保管状況について確認を行った。

以下、法とは消費者契約法、規則とは消費者契約法施行規則を指す。

### 2. 法第30条（帳簿書類の作成及び保存）関連

#### （1）規則第21条第1項第1号

差止請求権の行使に関し、事業者等との交渉の経過を記録したもの

事案ごとに適正に作成、保管されている。

#### （2）規則第21条第1項第2号

差止請求権の行使に関し、適格消費者団体が訴訟、調停、仲裁、和解、強制執行、仮処分の申立てそのほかの手続きの当事者となった場合、その概要および結果を記録したもの

2022年度の対象期間内に、差止請求訴訟等の裁判手続きに至った事案があったが、その書類は適切に作成されている。

#### （3）規則第21条第1項第3号

消費者被害情報収集業務の概要を記録したもの

電話、メール、郵送による等情報提供の受付並びにその後の経緯や結果については、受付簿に情報の受付順に記載され、事案ごとに適正に作成、

保管されている。

(4) 規則第 21 条第 1 号第 4 号  
差止請求情報提供業務の概要を記録したもの

情報提供の経緯が、事案ごとに適正に作成、保管されている。

(5) 規則第 21 条第 1 項第 5 号  
規則同条同項第 1 号から第 4 号の帳簿書類の作成に用いた関連資料のつづり

適正に作成、保管されている。

(6) 規則第 21 条第 1 項第 6 号  
理事会の議事録（理事会の持ち回り議決の議事録を含む）ならびに法第 13 条第 3 項第 5 号の検討を行う部門における検討の経過及び結果等を記録したもの

理事会議事録はそれぞれ理事会毎に、法第 3 項第 5 号の検討を行う部門（検討委員会）における検討の経過及び結果を記録したものは、開催ごとに日付順に作成、保管されている。

(7) 規則第 21 条第 1 項第 7 号  
会計簿

2022 年度の決算書、帳簿、領収書、入出金伝票の書類は、それぞれ表題毎に分類され、適正に作成・保管されている。

(8) 規則第 21 条第 1 項第 8 号  
会費、寄付金その他これらに類するものとした者の氏名、住所及び職業（納入等をした者が法人その他団体である場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名並びに当該団体業務の種類）並びに当該会費等の金額及び納入の年月日並びに会費等について定めた定款、その他これらに類するものの規定を記録したもの

適正に作成、保管されている。

(9) 規則第 21 条第 1 項第 9 号  
法第 28 条第 1 項各号に規程する財産上の利益の受領について記録したもの

2022 年度の対象期間内に、当該財産上の利益の受領はなかったため、

作成書類はない。

3. 法第 16 条第 2 項（適格消費者団体である旨の事務所での掲示）

掲示看板等は事務所入り口の見やすい所に掲示されている。

4. 法第 18 条（変更の届出）

変更届の書類は適正に作成・保管されている。

5. 法第 23 条第 4 項（内閣総理大臣への報告業務）

それぞれ事案ごとに適正に通知・報告がなされている。

6. 法第 27 条（判決等に関する情報の提供）

① 2022 年度の対象期間内に当法人から差止請求訴訟等の裁判手続に至ったが、2022 年度内には判決等には至っていないため、同年度内には情報提供はなされていない。

② 裁判外の権利行使についての情報提供は、消費者支援かながわのホームページを通して適切になされた。

7. 法第 28 条（財産上の利益の受領の禁止等）

2022 年度の対象期間内に、当該財産上の利益の受領はなかった。

8. 法第 31 条（財務諸表の作成、据え置き、閲覧及び提出）

- ・定款
- ・業務規程
- ・役職員等名簿
- ・適格消費者団体の社員について、その人数及び個人または法人そのほかの団体の別を記載した書類
- ・財務諸表等
- ・収入の明細そのほかの資金に関する事項、寄付金に関する事項
- ・その他の経理に関する内閣府令で定める事項を記載した書類
- ・差止請求関係業務以外の業務（ホームページを利用した情報提供、活動委員会の開催消費者支援かながわニュースの発行、タウンページへの広報記事作成など）を行う場合には、その業務の種類及び概要を記載した書類

上記の書類はそれぞれ書類ごとに分類され適正に作成、保管されている。

## 9. その他

登記事項証明書は、登記事項ごとに、速やかに適正に登記されている。  
なお、当該年度は登記すべき事項はなかった。

以上のとおり、法的に定められた書類は、すべて適正に作成、保管されている。  
また、法的に定められた事項については、すべて適正に運営、処理されているこ  
とを認めることができる。

以上、報告する。